

2026 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
ミニレポート

マレーシアのカーボン取引市場の概観と ナショナルカーボン市場政策（NCMP）

2026 年 8 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
クアラルンプール事務所
海外展開支援部中堅中小企業課

はじめに

マレーシアでは 2050 年のネットゼロ実現に向けて、「新エネルギー移行ロードマップ（NETR）」に基づき、様々な分野で脱炭素化にかかる技術の導入が進められています。また、2026 年 4 月には「ナショナルカーボン市場政策（NCMP）」が発表され、市場メカニズムの構築に向けた基盤整備が進むことが期待されます。日本とマレーシアの関係では、二国間クレジット制度（JCM）締結が待たれるところ、本ミニレポートでは、足元のカーボンクレジット市場の概況や NCMP で示されたマレーシア政府の方向性や、中小企業をはじめとする日本企業の参入可能性について紹介します。

2026 年 8 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
クアラルンプール事務所
海外展開支援部中堅中小企業課

マレーシアのカーボン取引市場の概観とナショナルカーボン市場政策（NCMP）

エグゼクティブサマリー

マレーシア・天然資源環境持続可能性省（NRES：Ministry of Natural Resources and Environmental Sustainability）は、2026年4月21日、「[ナショナル・カーボン市場政策](#)」（NCMP：National Carbon Market Policy）を正式に公表した。NCMPは、マレーシア初のカーボン市場政策である。マレーシアのカーボン取引市場に国レベルの統一的な枠組みを与え、2025年10月に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）へ提出された[第3次国別排出削減目標（NDC 3.0）](#)の達成に向けて¹、自主市場・コンプライアンス市場・国際協力市場を体系的に接続することを企図している。

本レポートは、まずマレーシアのカーボン取引市場の概観として、市場の基本構造、これまでの経緯、Bursa Carbon Exchangeをはじめとする主要プレーヤーと既存制度、上位の気候政策と需要側の動向を整理する。その上で、NCMPの全体像と、関連する制度整備・メカニズム開発、特にパリ協定第6条への国内体制、国家カーボン登録簿、気候変動法、炭素税・国内排出量取引制度の検討などの方向性を概説する。

日本企業との関係では、以下が主要な論点となる。

- (1) 締結が間近とみられる一方で、2026年7月時点で未締結の二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）の動向と、これを契機とするパリ協定第6条2項協力の本格化
- (2) 高コスト・排出削減が困難な領域における低炭素技術導入機会。例えば、二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）、水素、大規模な自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）等
- (3) Bursa Carbon Exchangeを含むクレジット創出・取引面の機会
- (4) EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）対応や将来の国内カーボンプライシングを見据えたコンプライアンス上の留意点

1. マレーシアのカーボン取引市場の概観

1.1 カーボン市場の基本構造

カーボン市場は、クレジットの「用途」と参加者の「所在」の二軸で整理できる。用途の面では、企業がサステナビリティ戦略やネットゼロ目標の一環として任意にクレジットを購入・償却する「自主的（voluntary）市場」と、規制（カーボンプライシング等）への対応として義務的にクレジットを用いる「コンプライアンス（compliance）市場」に大別される。所在の面では、国内のプロジェクト・需要家による「国内市場」と、パリ協定第6条等を通じた「国際市場」がある。NCMPもこの類型を採用し、マレーシア産クレジットの用途を以下の3つに整理している。

- (1) NDC達成
- (2) その他国際緩和目的（OIMP）

(3) 国内コンプライアンス

マレーシアは現状、自主的市場が先行する一方、コンプライアンス市場は制度整備の途上にある。

1.2 これまでの経緯

マレーシアのカーボン市場の起点は、京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）に遡る。マレーシアは2002年にCDMに参加し、2024年7月時点で143件のCDM案件（廃棄物処理・エネルギー分野が中心）が登録されている²。CDMは2020年末に新規登録・クレジット発行を停止したが、登録済の適格案件はパリ協定第6条4項メカニズム（PACM）への移行が認められている（Decision 3/CMA.3）。マレーシアの上記143件のうち適格分についても、ホスト国承認の下で今後PACMに移行していく想定である。国内市場に目を向けると、2022年12月のBursa Carbon Exchange（BCX）開設を契機に、マレーシアは自主的カーボン市場の構築に軸足を移した。さらに、国家気候変動政策2.0（NCCP 2.0）、第13次マレーシア計画における国内排出量取引制度（DETS：Domestic Emissions Trading Scheme）の言及⁴、そして2026年4月のNCMP公表により、自主的市場からコンプライアンス市場・国際協力市場への移行が政策的に方向づけられている。

1.3 主要なプレーヤーと既存の制度

取引所（BCX）：

BCXは、2022年12月にBursa Malaysia傘下に開設された、世界初のシャリア準拠カーボン取引所である。2023年3月に初オークションを実施し、技術ベースのGlobal Technology-based Carbon（GTC）、自然ベースのGlobal Nature-based Plus Carbon（GNC+）、国産自然ベースのMalaysia Nature-based Carbon Credits Plus（MNC+）等の標準化契約を提供する。2024年9月には再生可能エネルギー証書の継続取引（オークション方式ではなく、注文が随時マッチングされる板取引方式）も開始した。落札実績としては、2024年7月のKuamut 雨林保全（サバ州、8万3,381ha）由来の国産の自然を活用した解決策（NbS）クレジット（落札価格 RM50/credit、詳細は[リリース参照](#)）、2025年6月の初の国産技術ベースクレジット（Monsoon Methane Avoidance、産業排水由来）がある³。

政府クレジット制度：

マレーシア森林基金が運用する Forest Carbon Offset (FCO) は、森林・土地分野の国産クレジット制度であり、NCMP がマレーシア政府のクレジット制度として正式に位置付けられているものである。もっとも、そのプロトコルやガイドライン等の主要文書は本レポート執筆時点ではパブリックコメント版にとどまり、マレーシア森林基金のレジストリでも公開検証可能なクレジット発行実績は確認できない。マレーシア森林基金は、2026 年に入っても新規メソドロジー（都市林業、アグロフォレストリー）のパイロット案件公募を継続しており、実務上は制度設計・実証の最終化段階にあると理解される。将来的には、運輸・エネルギー・廃棄物・CCUS 等への拡張が想定されている。

規制・推進機関：

NRES が指定国家機関（パリ協定第 6 条に基づく国際協力の窓口として、案件の認可・ホスト国承認・UNFCCC 報告等を担う政府機関）を担う。また、最高位の調整機関として、首相を議長とし連邦・州政府が参加する国家気候変動行動評議会（MTPIN：National Climate Change Action Council、Majlis Tindakan Perubahan Iklim Negara）が、政策・技術助言機関として国家脱炭素委員会（JDK：Jawatankuasa Dekarbonisasi Kebangsaan）が置かれている。このほか、NRES 傘下の Malaysian Green Technology and Climate Change Corporation (MGTC) 等が市場形成を支援している。

1.4 上位の気候政策と需要側の動向

上位の気候政策としては、NDC 3.0（2025 年 10 月 UNFCCC 提出。温室効果ガス排出量を 2030 年頃にピークアウトさせ、ピーク水準から 2035 年までに 15～30 MtCO_{2e} 削減）、国家気候変動政策 2.0、国家エネルギー移行ロードマップ（NETR）、新産業マスタープラン 2030（NIMP 2030）、第 13 次マレーシア計画等が運用されている。NCMP は、国家気候変動政策 2.0 の戦略軸を具体化する政策と位置づけられる。なお、NDC 3.0 の削減目標は基準年比ではなくピーク水準からの絶対量の削減であり、うち条件付き分（10 MtCO_{2e}）の達成は国際的な気候資金・技術移転・能力構築支援に依存する点に留意が必要である。需要側では、政府系企業のネットゼロ宣言、Bursa Malaysia 上場企業に課されるサステナビリティ開示、多国籍企業のサプライチェーン上の脱炭素要請等が、自主的クレジットへの需要を底支えしている。今後、炭素税や DETS が導入されれば、これにコンプライアンス需要が新たに加わることになる。

1.5 連邦と州の権限分担

マレーシアのカーボン市場を理解するうえで看過できないのが、連邦と州の権限分担である。連邦憲法上、土地および森林は州の管轄であり、森林・自然由来クレジットの主な産地であるサバ州・サラワク州は、連邦の NCMP とは別に独自のカーボン法制を整備・運用している。サラワク州森林局は既にサラワク州営石油・ガス会社である Petroleum Sarawak Berhad（以下、PETROS）等にカーボン取引ライセンスを発行している。サラワク州は Forests (Forest Carbon Activity) Rules 2022 および Environment (Reduction of Greenhouse Gases Emission) Ordinance 2023 を有し、PETROS 等が同州のライセンスを取得している。サバ州も Forest (Carbon Activity) Rules に加え、2025 年に Sabah Climate Change and Carbon Governance Enactment 2025 を成立させた¹⁰。NCMP は国家脱炭素委員会（JDK）の下に連邦・州気候調整評議会を設けることで整合を図るとするが、森林・土地に関わる案件では当該州の法制・ライセンス制度が引き続き適用される。州ごとに規制の精粗が異なることは、自然を活用した解決策（NbS）案件開発の実務上の重要な留意点となる。

2. NCMP の全体像

NCMP は、ビジョン、3つの政策目標、4つの柱、5つの基盤から構成される。NRES は2026年4月1日の内閣承認を経て同月21日に正式公表した。NCMP の主たる射程はコンプライアンス利用〔NDC 達成、その他国際緩和目的（OIMP）、国内コンプライアンス〕であり、自主的カーボン市場（VCM：Voluntary Carbon Market）はその波及便益を受ける位置づけとされる。

ビジョンは「高インテグリティ（環境十全性・透明性・社会的配慮の各観点で信頼性の高い状態）かつ包摂的なカーボン市場を通じ、費用対効果の高い気候アクションを国家脱炭素化の加速のための触媒とする」とし、政策目標は(1)国家気候目標と整合する高インテグリティ市場の確立、(2)明確なシグナルによる投資・イノベーション喚起、(3)公正で包摂的な移行の促進、の3点である。4つの柱として、柱1「高インテグリティ市場の実施」（パリ協定第6条参加、高品質オフセット活用、実施プロセス合理化、クレジット品質確保）、柱2「エコシステム・インフラ整備」（国家カーボン登録簿、計測・報告・検証（MRV：Measurement, Reporting and Verification）、適格性基準、国産メソドロジー）、柱3「取引の加速」（取引プロセス、ファイナンス、インセンティブ、需要強化）、柱4「国内外の連携」（カーボンプライシング統合、サブナショナル、国際リンケージ、ASEAN 協力）が設定される。これらを下支えする5つの基盤は、法・規制枠組み（気候変動法）、ガバナンス・調整、人材育成、戦略的資源動員、コミュニケーション・教育・公衆啓発、である。

ガバナンスは、最高位の調整機関である国家気候変動行動評議会（MTPIN）、政策・技術助言の JDK、指定国家機関としての NRES、実施を担う各所管省庁という階層構造が採られる。NCMP 自体は方向性を示す枠組み文書であり、実体的な拘束力は、後述する気候変動法および下位法令の施行、国家カーボン登録簿等のインフラの稼働、そしてパリ協定第 6 条協定参加といった取り組みの累積によって発現する。

3.制度整備・メカニズム開発の方向性

3.1 法・ガバナンス基盤

NCMP に拘束力を担保するには、現在司法長官府（Attorney General's Chambers）で精査中の気候変動法の制定が前提となる。NRES は 2026 年中盤の国会上程を目指していると報じられている⁵。同法は、規制主体としての「Climate Change Entity」の設置、市場規制の発出、適格性基準・MRV サービス事業者の認定、罰則・是正措置の権限を定める予定とされる。

3.2 国際カーボン市場への参加（パリ協定第 6 条）

NCMP は、パリ協定第 6 条への参加のための国内体制（National Arrangement）を、第 6 条 2 項（協調的アプローチ）と第 6 条 4 項（持続的な開発に貢献するメカニズム、PACM）の二経路で整備する方針を示した。CDM から PACM への移行は限定的・経過的措置として認められる。これに付随し、UNFCCC への定期報告、二重計上回避のための相当調整（CA：Corresponding Adjustment）、検証・認証機関の認定など、運用上必須となる手続きが定められており、マレーシア政府でもこれらを進めていくことになる。

また、その他国際緩和目的（OIMP）としては、国際民間航空機関による国際航空のためのカーボンオフセット・削減スキームが 2027 年から義務化フェーズに入る見込みであり、これに対して、マレーシアでは運輸省（MOT）が実施、NRES が国際的に移転される際の認可（当該クレジットが海外の主体によりカウントされてよいことについての、ホスト国としての承認）を担う。

3.3 国内市場のインフラ整備

NCMP では、国内市場の中核インフラとして、国家カーボン登録簿（National Carbon Registry）の構築・運営、MRV 枠組み、適格性基準（追加性、恒久性、漏出防止、第三者検証、二重計上回避、共便益等）、国産メソドロジーの整備を進めるとしている。国産メソドロジーについては前述のとおり現在は森林系（FCO）のみだが、NCMP ではエネルギー効率・再エネ、廃棄物・バイオマス、CCUS、EV 充電・燃料転換等への拡張を方向性として明示している。

3.4 国内カーボンプライシングとの関係

NCMP は、国内排出量取引制度（DETS）や炭素税におけるオフセット活用可否について評価を進める方向性を示すが、現時点でいずれも導入が確定したわけではない。特に炭素税については、2026 年国家予算演説でエネルギー・鉄鋼セクターへの炭素税導入が示唆されたが、NRES の Arthur Joseph Kurup 大臣は 2026 年 4 月、中東情勢を理由に導入を当面保留する旨を表明した⁶。政府は「市場枠組みの整備→気候変動法による法的強制力の確保→課税」という順序を示している。

3.5 国際連携と ASEAN 域内連携

EU CBAM が 2026 年 1 月から定義期間に入ったことを踏まえ、NCMP は国際的な市場ルールの変向をモニタリングし、相互運用性を維持する方針を明確にしている。マレーシアが主導する ASEAN 共通カーボン枠組みも、COP29（2024 年）以降、域内のメソドロジー相互承認・標準化を進めており、ASEAN Economic Community Strategic Plan 2026-2030 にも「カーボン市場の共通認識・相互運用性」が組み込まれている。

3.6 限界削減費用曲線が示す国内対応と国際協力の分担

NCMP は、国産の限界削減費用曲線を掲載し、2030 年時点の削減ポテンシャルを約 56 MtCO₂e と推計する。このうち約 70%（39 MtCO₂e）は低コスト（RM100/tCO₂e 未満）で国内対応が可能であり、残る約 30%（17 MtCO₂e）は高コストで排出削減が困難な技術であり、パリ協定第 6 条を通じた国際協力の対象になり得るとされる。CCUS、グリーン水素、大規模な自然を活用した解決策（NbS）、集光型太陽熱発電（CSP）、セメントのクリンカー代替等が後者に位置づけられている。

4. 日本企業への示唆

4.1 JCM/パリ協定 6 条との接続

マレーシアは、これまでにパリ協定第 6 条 2 項に基づく協力の覚書（MOU）を韓国（2024 年 11 月 25 日）、シンガポール（2025 年 1 月 7 日）と締結している。日本との関係では、2025 年 10 月 26 日にマレーシアで開催された日マ首脳会談において JCM の早期署名に向けた議論加速が合意されており、合意は間近とみられるものの、2026 年 7 月時点では締結は確認されていない⁷。これが成立すれば、マレーシアはパリ協定第 6 条 2 項に基づく協力の主要なホスト国の一角を占めることとなり、日本企業が CCUS、再エネ、廃棄物利活用、森林・自然由来等の案件を「JCM プロジェクト」として組成し、日本の NDC 達成に貢献する経路が制度的に整う。

JCM は、日本の優れた脱炭素技術・製品・インフラの海外展開を通じて温室効果ガスの削減・吸収を実現し、その成果をクレジットとして日本とマレーシアの二国間で分配する仕組みである。日本側には環境省の JCM モデル事業補助（初期投資費用の最大 1/2 の補助）など初期投資を支援する枠組みがあり、これが日本企業にとっての案件組成の実務的な入口となる¹¹。マレーシア側の実務手続としては、

- (i) NRES への申請及び認可フローの整備
 - (ii) ホスト国承認（Host Party Authorisation）の取得
 - (iii) 二重計上回避のための相当調整（CA）の整備
 - (iv) 国家カーボン登録簿上のクレジット管理
- が一連の流れに組み込まれる見込みである。

4.2 低炭素技術導入の事業機会

限界削減費用曲線が示す高コスト・排出削減が困難な領域は、日本企業の技術優位が生きる分野である。具体的には、

- (i) CCUS（国際協力銀行とマレーシアの国営石油・ガス会社 Petroliam Nasional Berhad（PETRONAS）が 2025 年に日マ CCS 対話を開催している⁸⁾
- (ii) グリーン水素・アンモニア（NETR 連動）
- (iii) 大規模 NbS（FCO およびその発展形）
- (iv) 集光型太陽熱発電（CSP）・蓄熱
- (v) 重工業の脱炭素化（セメント、鉄鋼）

が挙げられる。これらは NETR および NIMP 2030 の優先領域と整合しており、JCM を介した投資回収モデルを構築しうる素地がある。

4.3 クレジット創出・取引面の機会

BCX のオークション上場のメソドロロジーは現状、米国の団体 Verra の運営する Verified Carbon Standard（VCS）に限定されているが、NCMP に基づき国産メソドロロジーの整備が進む見通しである。日本企業としては、

- (i) 案件開発者オリジネーター（Project Developer）
- (ii) 検証・認証機関
- (iii) アグリゲーター・トレーダー（BCX 参加者）

いずれの立ち位置でも参入余地がある。また、ASEAN 共通カーボン枠組みを通じた ASEAN 域内のクレジット相互運用が進めば、域内における調達・売却機会の幅も広がる可能性がある。ただし、NbS 案件（マレーシアでは森林由来が中心だが、NbS 自体は湿地・農地由来等も含む広い概念）については、前述（1.5）のとおりサバ州・サラワク州の州法制に服するため、案件組成にあたっては連邦・州双方の制度・ライセンスへの対応が必要となる。

4.4 規制・コンプライアンス上の留意点

第一に、炭素税は 2026 年中の導入が保留されている一方、気候変動法の制定後にはコンプライアンス市場の立ち上げが見込まれており、操業段階の温室効果ガス管理体制（インベントリ整備、MRV、内部炭素価格の検討等）を早期に整備する実益がある。

第二に、EU CBAM が 2026 年 1 月から定義期間に入り、鉄鋼・アルミニウム・セメント・肥料・水素・電力等の輸出産業は埋込排出量に応じた証書購入義務を負うこととなった⁹。マレーシア国内で炭素価格が課されていない現状では、EU 側での控除は限定的にとどまるため、在マレーシア日系製造業はサプライチェーンの排出量把握と CBAM 対応を急ぐ必要がある。第三に、CORSIA（国際線を運航する航空会社に、対 2019-2020 年比の増加排出量分について適格クレジットによるオフセットを義務付ける ICAO 主導の制度。2027 年以降本格義務化される。）の対象となる航空セクターでは、ホスト国承認を伴う適格クレジットの取得が必要となる。第四に、二重計上回避のための相当調整（CA）の取扱い、JCM、自主市場、国内コンプライアンス市場のいずれを利用するかで異なるため、案件設計段階で慎重な検討が必要である。

5. おわりに

NCMP は、これまで BCX と FCO を軸に立ち上がってきたマレーシアの自主的カーボン市場に対して、国レベルの統一的な規律と、コンプライアンス市場・国際協力市場との接続を初めて与えた政策文書である。もっとも、NCMP 自体は方向性を示す枠組み文書であり、実体的な拘束力は、気候変動法および下位法令、国家カーボン登録簿その他のインフラの稼働、そしてパリ協定第 6 条協定の累積によって発現することとなる。

今後マレーシアで特に注視すべき動きとして、以下が挙げられる。

- (1) 気候変動法の国会上程・成立時期
- (2) 日マ JCM の署名およびそれ以降の案件パイプライン
- (3) 炭素税・国内排出量取引制度（DETS）の導入時期と対象範囲
- (4) サバ州・サラワク州の州カーボン法制と連邦 NCMP の整合
- (5) ASEAN 共通カーボン枠組みの実装段階
- (6) PETRONAS 等大型操業主体のパリ協定第 6 条の利用方針

日本企業としては、これらの不確実性を織り込みつつ、案件形成と社内のカーボン管理体制整備の双方を並走させていくことが、機会の取込みとコンプライアンス・リスクの管理の双方の観点から有用と考えられる。

出典・参考資料

- 1 NDC 3.0 原文は「2030 年頃ピーク、ピーク水準から 2035 年までに 15～30 MtCO₂e 削減（無条件 20＋条件付 10）」と記載。一方、NCMP 本文はピーク時期を「2029～2034 年」と記載しており若干の差異がある。
- 2 NCMP（NRES、2026 年 4 月）p.14 参照。マレーシアは 2002 年 9 月に CDM 参加、2024 年 7 月時点で 143 件登録（却下・取下げを除く）。
- 3 Bursa Carbon Exchange 公式：<https://bcx.bursamalaysia.com/>。BCX は 2022 年 12 月 9 日に開設された世界初のシャリア準拠カーボン取引所、2023 年 3 月 16 日に初オークション。Kuamut オークション（2024 年 7 月、落札 RM50/credit）[プレスリリース](#)。
Monsoon Methane Avoidance は 2025 年 6 月 18 日オークションで上場。
- 4 Reccessary 「Malaysia Delays Carbon Tax: Government Prioritizes Carbon Market Policy」（2026 年）：<https://www.reccessary.com/en/news/malaysia-delays-carbon-tax>。第 13 次マレーシア計画が NCMP および国内排出量取引制度導入を盛り込む旨を報じる。
- 5 Malay Mail 「[Malaysia's Climate Change Bill to pave way for carbon tax from 2026, says ministry](#)」（2026 年 3 月 13 日）。NRES：[気候変動法条文案](#)
- 6 The Star 「[Carbon tax plan put on hold amid Middle East tensions, says Kurup](#)」（2026 年 4 月 21 日）
- 7 日本国首相官邸「[日マレーシア首脳会談（概要）](#)」（2025 年 10 月 26 日、於クアラルンプール）。両首相が JCM の早期署名に向けた議論加速について一致。Carbon Pulse 「Japan, Malaysia aim to ink JCM partnership this year」（2025 年）等も参照。複数報道で合意は近いとされているが、本レポート執筆時点（2026 年 6 月）で締結の公式発表は確認されていない。
- 8 日本国際協力銀行（JBIC）「[JBIC and PETRONAS Host Malaysia–Japan CCS Dialogue](#)」（2025 年）
- 9 欧州委員会「[CBAM](#)」。CBAM は 2026 年 1 月 1 日から定義期間（definitive period）に移行。鉄鋼・アルミ等の輸入者に埋込排出量に対応する証書購入義務を課し、初年度 2.5%、2034 年に 100%まで段階拡大。
- 10 サラワク州法：[Forests \(Forest Carbon Activity\) Rules 2022](#)（2023 年 1 月施行）、[Environment \(Reduction of Greenhouse Gases Emission\) Ordinance 2023](#)（2023 年 11 月 20 日 DUN 通過、2024 年 3 月 1 日施行〔第 IV 部除く〕）。サバ州法：[Sabah Climate Change and Carbon Governance Enactment 2025](#)（2025 年 7 月 8 日通過、The Borneo Post）。サラワク州カーボン取引ライセンス発行：The Edge Malaysia 「Sarawak: A step ahead in regulating forest carbon activities」も参照。
- 11 JCM 制度概要は[日本国環境省／公益財団法人地球環境センター（GEC）運営サイト](#)、[日本国外務省ウェブサイト](#)を参照。MOEJ 「Subsidy Programme for the JCM Facility Introduction」は初期投資費用の最大 1/2 を補助（[FY2026 公募](#)）

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート
「マレーシアのカーボン取引市場の概観とナショナルカーボン市場政策（NCMP）」
(2026 年 8 月)

○作成：ジェトロ・クアラルンプール事務所

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター Borderless Consulting Sdn. Bhd.

【報告書の利用についての注意・免責事項】本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が Borderless Consulting Sdn. Bhd. に作成委託し、2026 年 6 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。